「全国学力・学習状況調査」の集計結果データ利用規約

令和6年8月20日総合教育政策局長決定令和7年10月28日一部改定

(総則)

- 第1条 本利用規約は、「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に係るガイドライン(個票データ編)(令和6年4月26日文部科学省決定)及び「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に係るガイドライン(匿名データ編)(令和6年4月26日文部科学省決定)(以下「ガイドライン」と総称する。)に基づく集計結果データの利用に関し、利用者が遵守すべき事項を定める。
- 2 本利用規約において使用する用語は、ガイドラインにおいて使用する用語の例による。
- 3 集計結果データを貸与するために必要な一切の手順については、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第54条第2項、ガイドライン、本利用規 約、誓約書、申出書に対する承諾書に特別の定めがある場合を除き、総合教育政策局がそ の責任において定める。
- 4 利用者(ガイドライン第3の4による外部委託が承認された場合には、受託者である第三者を含む。以下同じ。)は、集計結果データの利用に当たっては、ガイドライン及び本利用規約を遵守するとともに、日本国の法令を遵守しなければならない。なお、第2条第3項の誓約書の提出後にガイドライン又は本利用規約が改定された場合は、原則として改定後のガイドライン又は本利用規約に従うものとする。
- 5 本利用規約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 本利用規約は、日本国の法令に基づいて解釈されるものとする。
- 7 集計結果データの貸与に係る訴訟については、日本国の東京地方裁判所をもって専属 的合意管轄裁判所とする。

(利用者の保証等)

- 第2条 利用者は、申出書、集計結果データ及び中間生成物の利用、保管・管理状況に関する報告書、その他集計結果データの利用に当たって総合教育政策局に提出した書類の記載内容を確認し、かつ、その内容が真実であることを表明し、保証するものとする。
- 2 利用者は、前項記載の総合教育政策局に対して提出した書類、その他総合教育政策局に対する連絡の内容が、第三者の知的財産権、プライバシー、営業秘密その他の権利を侵害していないことを表明し、保証するものとする。
- 3 利用者は、ガイドライン及び本利用規約に定める手続を経ることなく、申出書に記載さ

れた事項を変更しないことを約するものとする。

(集計結果データの貸与及び利用)

- 第3条 総合教育政策局は、利用者全員から誓約書が提出された後、申出者に対し、申出書 に記載された集計結果データを貸与する。
- 2 申出書に従い、総合教育政策局が貸与する集計結果データは、その情報の選択及び体系 的な構成を総合教育政策局が自ら決定するものであり、当該集計結果データが著作物と して保護を受ける場合、その著作権は、総合教育政策局が保有し、行使するものとする。
- 3 利用者は、ガイドライン、本利用規約、誓約書、申出書及び当該申出書に対する承諾書 に従ってこれを利用するものとする。
- 4 利用者は、総合教育政策局が利用の停止を含め、貸与した集計結果データに関する指示をした場合、その指示に従うものとする。

(保管・管理)

第4条 利用者は、貸与を受けた集計結果データ等を総合教育政策局に返却するまで、ガイドライン、本利用規約、誓約書、申出書及び当該申出書に対する承諾書に記載された保管・管理方法又は総合教育政策局により指示を受けた保管・管理方法に基づき適正に保管・管理するものとする。

(外部委託)

第5条 ガイドライン第3の4により集計結果データを用いた研究等の外部委託を行う場合には、委託者である申出者は、受託者の集計結果データの利用、保管及び管理場所において、ガイドライン第3の2に定める適正管理のための措置が適切に講じられるよう、受託者である第三者を監督するものとする。

(集計結果データの欠陥、障害等)

- 第6条 利用者は、集計結果データ入りDVD(以下単に「DVD」という。)を受領後、直ちに 物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したとき は、速やかに総合教育政策局に申し出るものとする。
- 2 前項において、申出者はデータの受取後14日以内に、総合教育政策局に対してDVDの交換を要求できるものとする。その際、申出者は、総合教育政策局に当該DVDを緩衝材で保護した上で、窓口での直接の受渡し又は追跡可能な送付方法により返却し、総合教育政策局は、障害を確認した上で交換に応じるものとする。
- 3 前項の障害が総合教育政策局の帰責事由による場合には、申出者からの返却に係る費用及び総合教育政策局からの再送付に係る費用は、総合教育政策局が負担するものとする。ただし、その障害が申出者によるDVDの取扱い時に生じた傷など、申出者の帰責事由

による場合には、当該費用は、申出者が負担するものとする。

(利用期間)

- 第7条 利用者は、総合教育政策局から通知された集計結果データの貸与に関する承諾通知書に記載された貸与期間においてのみ集計結果データを利用できるものとする。なお、この場合の利用期間の起算日は、申出者がDVDを受領した日とし、受領書には当該日付を記載して総合教育政策局に提出することとする。
- 2 利用期間を超過した場合、総合教育政策局は申出者に対し速やかにDVDの返却を求める ものとする。

(申出書記載事項の変更)

第8条 申出書に係る記載事項について、ガイドライン第7(2)の審査を要する変更が生じた場合には、申出者は、ガイドライン第7(2)により総合教育政策局に提出した申出事項変更依頼書に対する承諾の通知がない限り、当該変更に基づく集計結果データの利用をしてはならない。

(集計結果データの利用後の措置)

- 第9条 ガイドライン第8の1の「利用を終了した場合」には、利用者の死亡、法人組織の解散、研究等の中止その他のやむを得ない事情により当該研究等の目的の達成が困難となった場合を含むものとする。
- 2 申出者は、ガイドライン第8の1に基づき、全利用場所における集計結果データ及び中間生成物の消去並びにDVDの返却について講じた措置の内容を取りまとめたデータ措置報告書を総合教育政策局に提出するものとする。
- 3 ガイドライン第8の1によるDVDの返却は、直接受渡し又は送付により行うものとする。 ただし、送付による返却は総合教育政策局の指示に従い、追跡のできる送付方法により返 却するものとする。
- 4 前項のDVD返却について、合理的な理由がある場合は、利用者は、申出者を介すること なく直接総合教育政策局にDVDを返却することができる。

(成果の公表)

- 第10条 ガイドライン第9による公表に際して、利用者は、集計結果データの貸与による成果物である旨を、公表物に明記するものとする。
- 2 利用者は、前項の公表に際して、「全国学力・学習状況調査」について公的に作成・公 表されている資料等を引用する場合は、文部科学省又は国立教育政策研究所に著作権が ある旨その他当該資料等の出典を明記するものとする。
- 3 申出者は、研究等の成果を公表した場合は、速やかに利用実績報告書に公表物を添えて

総合教育政策局へ利用実績を報告するものとする。

(集計結果データ及び中間生成物の紛失・漏えい等)

- 第11条 申出者は、集計結果データ及び中間生成物を紛失した場合又はそれらに係る情報 が漏えいしていることが判明し、若しくはその恐れが生じた場合には、速やかに総合教育 政策局へその内容及び原因を報告し、総合教育政策局の指示に従うものとする。
- 2 前項における紛失の原因が災害、事故その他の申出者の合理的支配を超えた事由である場合において、申出者が再度貸与を希望する場合は、総合教育政策局と協議の上、必要な手続等を行うものとする。

(不適切利用により不当な利益を得た時の対応)

- 第12条 利用者又はこれらと関係する者がガイドライン (集計結果データ編) 第10の1に定める不適切利用を行うことにより利益を得た場合には、当該利用者又はこれらと関係する者は総合教育政策局の請求に基づき、同利用により取得した利益の詳細を開示した上で、総合教育政策局の指定する期間内に当該利益に相当する額を違約金として納付しなければならない。
- 2 利用者が前項の違約金を総合教育政策局の指定する期間内に支払わないときは、利用 者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割 合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。
- 3 前2項において、申出者以外の利用者が違反した場合であっても、申出者において利用 者の監督における故意又は過失が認められる場合は申出者を違反者として取り扱うもの とする。

(不適切利用が疑われる場合の文部科学省の対応)

- 第13条 文部科学省は、ガイドライン第11のとおり、不適切利用が疑われる場合その他必要と認められる場合には、集計結果データの利用、保管及び管理状況について全利用者(外部委託する場合は委託先も含む。)に対して、全利用者の業務時間内において全利用者の利用場所に立ち入り、帳票その他必要な書類の閲覧を求めることができる。
- 2 前項の対応を行う場合、総合教育政策局は、必要に応じてその職員又は指定した第三者 を全利用者の利用場所に派遣し、利用環境の実地検分及びヒアリングを実施するものと し、全利用者は、これに応じるものとする。
- 3 総合教育政策局が申出者に集計結果データの利用、保管・管理状況の報告を求めた場合 には、申出者は1週間以内に集計結果データの利用、保管・管理状況に関する報告書を提 出するものとする。
- 4 第1項の対応を行う場合、総合教育政策局はその旨を必要に応じて事前に申出者に通知するものとする。

(文部科学省の免責等)

- 第14条 利用者は、誓約書が提出された場合であっても、集計結果データの抽出方法による 技術的な問題、貸与に要する事務量その他の事前に予測できない事由がある場合には申 出に係る集計結果データの貸与が遅れ、又はこれを貸与せず、一旦貸与した場合であって も、その返却を求めなければならない場合があることを予め了承し、これらにつき、総合 教育政策局は利用者に対し何ら責任を負わない。
- 2 利用者は、集計結果データの利用に当たっては、全国学力・学習状況調査の調査目的を 達成するため調査結果を活用することを目的として作成されているものであり、必ずし も研究等のための利用を考慮に入れたものでないことに留意するものとする。
- 3 総合教育政策局は、集計結果データの蓄積保管に最善の義務を尽くすが、その性質上、 内容につき、何らの保証がないものであることを利用者は了承し、利用者が集計結果デー タを利用したことにより、利用者が何らかの不利益や損失を被る事態が生じたとしても、 総合教育政策局は利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者が集計結果データを用いて作成した資料その他の研究等の成果に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、総合教育政策局は一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者はガイドライン、本利用規約、申出書及び当該申出書に対する承諾書に違反した 集計結果データの利用により権利を侵害された第三者から総合教育政策局に対して損害 賠償請求が行われ、その請求が認められた場合には、総合教育政策局は当該賠償額相当に ついて当該利用者へ求償することができるものとする。

(その他)

- 第15条 利用者が集計結果データの利用終了後であっても、効力が存続する条項は、その文言に従うことを約するものとする。
- 2 利用者及び総合教育政策局は、ガイドライン、本利用規約、申出書、その他貸与に関する書類に定めのない事項、各条項等の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。